

群馬県甘楽郡下仁田町議会

2 住民に開かれた議会

「町民に開かれた議会」を目指して、平成 23 年 4 月から議会改革の検討を始め、平成 24 年に議会基本条例制定委員会を設置した。先進事例の調査・研究、3 年半に及ぶ協議を進め、平成 27 年 9 月定例会において、議員提案による「下仁田町基本条例」を制定し、10 月 1 日から施行した。

この条例は、国内外や町を取り巻く諸状況の変化に対応すべく最高規範の見直し手続きも盛り込み、常に町民の負託に応え、より良い条例改正が可能になっている。議会は公平、公正及び透明性を確保し、開かれた議会運営のもと、これまでの取り組みを更に発展させ、町民に信頼され、町民とともに歩む議会を目指し、議会改革や議会の活性化に取り組んでいきたい。

年 4 回発行している「議会だより」では、広報発行特別委員会を設置し、議長の他 6 人の議員が編集委員となり、お互いに意見を出し合いながら、企画・編集などを行い町内全戸に配布している。また、基本条例を制定したことから、議案に対する議員の賛否を公表し、議員としての説明責任を明確化にして、常に町民にわかりやすく伝える工夫や、町民の声として、地元で活躍している各種団体の紹介記事などを掲載し、住民に親しまれやすい紙面づくりに心懸けている。

議会活動に対しての情報公開では、ホームページを通じ、議会だより・会議録の掲載のほか、住民の議会への関心を高めるために、議会の日程や一般質問の内容等を事前に公表し、議会の情報を積極的に発信することに努めている。

議会の傍聴については、平成 26 年度の庁舎耐震工事に伴い、エレベータの設置、傍聴者の出入りに配慮して傍聴席へのバリアフリー化を実施。また、議会日程や一般質問等の配布及び町内防災無線による議会開催日の周知を行い、住民の傍聴意欲・関心を高め、議会に足を運んでもらえるように努力をしている。

今後も、町民との協調のもと、多くの住民の意見を町政に反映させ、積極的にまちづくりを推進していきたい。